

令和2年5月28日

各小・中学校長様
各学校給食センター所長様

東広島市教育委員会教育長
(学校教育課)

令和2年度東広島市立小中学校の夏季休業日について(通知)

このことについて、次のとおり、夏季休業日を変更します。
については、校内に周知してください。

1 変更の理由

新型コロナウイルス感染症対策として、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条に基づき、東広島市立小中学校(以下、「各小中学校」という。)において、令和2年4月16日から令和2年5月31日までを臨時休業としたことに伴い、児童生徒の学習保障のために必要な授業日を確保するため。

2 変更の内容

令和2年度における各小中学校の夏季休業日は、原則として、令和2年8月1日から令和2年8月16日までとする。

ただし、校長が、東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(昭和49年規則第8号)第17条第2項の規定に基づき、各小中学校の事情に応じて休業日を変更することを妨げない。

3 決定日

令和2年5月28日